

下関市社協組織図



〔○〕は本所及び支所の位置を表しています。

運営

評議会：評議員で構成され、議決機関として理事会をチェックします。
 理事会：理事、監事で構成され、執行機関として法人の意思決定を行います。
 監事：業務の執行状況や財産状況などを監査します。

職員

下関市社協の職員は、社会福祉士、介護福祉士、保健師、看護師、介護支援専門員、訪問介護員、手話通訳士などの専門職員、業務に携わる事務的な職員を配置しています。

社会福祉法人 下関市社会福祉協議会

〒750-0009

下関市上田中町一丁目16番3号 福祉プラザしものせき内

TEL 083-232-2001 FAX 083-232-1522



菊川支所

〒750-0313
 菊川町大字田部747-2

TEL 083-287-0126
 FAX 083-287-0999



豊田支所

〒750-0424
 豊田町大字矢田194

TEL 083-766-0641
 FAX 083-766-2190



豊浦支所

〒759-6301
 豊浦町大字川棚6895-1
 (豊浦総合支所内)

TEL 083-774-1122
 FAX 083-774-3528



豊北支所

〒759-5511
 豊北町大字滝部3140-1
 (豊北保健センター内)

TEL 083-782-1745
 FAX 083-782-0501



社会福祉法人 下関市社会福祉協議会

人と人が支え合う
 誰もが健やかで笑顔あふれるまち



社会福祉協議会(社協)とは？

社協は、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間の非営利団体です。(社会福祉法第109条)
 市区町村、都道府県・全国に設置される全国ネットワーク組織で、連携して活動・事業を展開しています。

下関市社協の使命や目標は？

地域福祉を推進する中核的な団体として、住民主体の理念に基づき、住民や地域の関係者との協働、行政との連携により、地域生活課題の解決に取り組みます。

下関市に住む人々が、支え合いながら笑顔で安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進していくことを使命としています。

社協の目標

～ふだんのくらしのしあわせ～
 (安心・安全な日常のために!)

地域の福祉課題の解決を図り地域の福祉力を高め、「地域社会全体の福祉水準の向上」をめざします。

～ふつうのくらしのしあわせ～
 (自分らしい暮らしのために!)

住民個々のニーズに応え、個々の生活を支援し、「地域で生活する一人ひとりの福祉の向上」をめざします。

ホームページやSNSで

下関市社協の取組を随時紹介しています

ぜひ登録ください

ホームページ



公式LINE



下関市社協の事業は？

1. 地域福祉活動を推進する事業
2. 総合相談・自立生活支援活動を推進する事業
3. 個人の権利をまもる事業
4. 在宅福祉サービスを提供する事業
5. 福祉施設運営・その他の福祉に関する事業等

1 地域福祉活動を推進する事業

地域福祉課 地域支援係
TEL：083-232-2002

住民一人ひとりが地域福祉に理解と関心を深め、地域のニーズに基づく住民主体の助け合い・支え合い活動を進める地域福祉活動推進事業を行っています。

1 地域の福祉活動を支援します

- 下関市地域福祉活動計画の推進
 - 下関市地域福祉活動の普及啓発、進行管理、評価、見直し
- 普及啓発・調査研究活動の推進
 - 福祉情報の発信
(社協だよりやSNSの活用など、ホームページ、啓発チラシの作成など)
 - 啓発イベント・講座等の開催
 - ニーズ把握・実態調査



2 住み慣れた地域での暮らしを支援します

- 小地域福祉活動の推進
 - 地区社会福祉協議会活動の推進
 - 地域福祉活動の担い手の育成
 - 自治会における福祉活動の推進
 - 福祉員活動の推進
 - 安心・安全な地域づくりの推進
- 生活支援体制整備事業の推進（地域の支え合い活動を推進します）
 - 生活支援コーディネーターの配置
 - 支え合い推進会議（協議体）の開催、運営
 - 地域資源の開発（通いの場、生活支援など）

3 福祉について、学びの機会を作ります

- 福祉教育の推進
 - 児童・生徒を対象としたふれあい福祉講座の開催
 - 市民を対象とした福祉講座の開催
 - 各種団体が開催する研修会・講座などへの支援

4 ボランティア活動を支援します

- ボランティア活動の推進
 - ボランティア活動の普及啓発
 - ボランティアセンターの運営
 - ボランティア活動・団体の支援
 - ボランティアの発掘・養成
 - 災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営

5 安心して生活できるよう支援します

- 子ども見守り強化事業
 - スーパーバイザーの設置
 - 見守り体制の構築・強化（支援団体との連携）
- 手話通訳者設置事業
 - 市役所での手続きや通院等生活場面での手話通訳

6 自分のまちを良くする活動を支援します

- 赤い羽根共同募金運動の推進
 - 赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい運動の実施
 - 助成事業の実施（公募、地域福祉活動の推進、歳末たすけあい運動）
 - 下関市共同募金委員会の事務局運営

2

総合相談・自立生活支援活動を推進する事業

地域福祉課 相談支援係
TEL：083-232-2003

住民の自立生活を支援するため、生活上の困りごとや悩みごとなどの様々な相談に応じ、関係機関と連携した支援事業を行っています。

- 生活・福祉総合相談事業
 - 生活上のあらゆる相談受付
- 重層的支援体制整備事業
 - 多機関の協働による包括的支援体制の推進
 - 相談支援包括化推進員、参加支援推進員、継続的支援推進員の配置
- 生活困窮者自立支援事業（生活困窮者の相談に応じ、支援計画の作成、包括的支援の実施）
 - 自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業
 - 社会的孤立の解消に向けた地域支援活動との連携
- 生活福祉資金等貸付事業
 - 生活福祉資金、法外援護資金などの貸し付け
- その他の福祉に関する事業
 - 地公推（下関市社会福祉法人地域公益活動推進協議会）の事務局運営【TEL：083-242-1555】

3

個人の権利をまもる事業

地域福祉課 権利擁護係
TEL：083-223-2940

障害のある方や認知症などで判断能力が十分でない方が、地域で安心して自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行います。また、日常生活自立支援を超えた課題を抱える方に対して法人で成年後見人等に就き、尊厳のある暮らしを支えます。

- 日常生活自立支援事業
- 法人成年後見事業

4

在宅福祉サービスを提供する事業

在宅福祉課
TEL：083-232-2035

高齢者、障害者(児)の方など、住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らすことができるよう、相談支援サービスをはじめ、訪問型、通所型、入居型サービス等の「地域での暮らしを支える在宅福祉サービス」を提供しています。

1 在宅福祉サービスを提供します

- 居宅介護支援事業（介護保険）
- 訪問介護事業（介護保険・障害福祉）
- 訪問入浴事業（介護保険・障害福祉）
- 訪問看護事業（医療保険・介護保険）
- 地域密着型通所介護事業（介護保険）
- 認知症対応型通所介護事業（介護保険）
- 認知症対応型共同生活介護事業（介護保険）
- 就労継続支援B型事業（障害福祉）
- 配食サービス事業
- 外出支援事業

2 高齢者の暮らしを地域で支援します

- 地域包括支援センター（東部・豊浦・豊北）

3 障害のある方の「地域で暮らしたい」を応援します

- 障害者基幹相談支援センター事業
- 障害者相談支援事業
- 障害者虐待防止センター業務
- 指定特定相談支援事業

4 障害のある方の「表現する力」と「体を動かす喜び」を支援します

- 障害者文化活動振興事業
- 障害者スポーツ活動振興事業

5

福祉施設運営・その他の福祉に関する事業等

総務課
TEL：083-232-2001

適切な法人運営、施設運営を行い、市民の地域福祉を支援します

- 1 健全な法人運営を目指します
- 2 福祉プラザしものせきの管理運営を行います
- 3 福祉バスの管理運行を行います

下関市社協は住民の 思いに応えます！

地域の支え合いを進めます (地域福祉課地域支援係) TEL 083-232-2002

1-① 地域の福祉活動をサポートしてほしい

誰もがその人らしく安心して暮らせるよう、「地区社会福祉協議会」の活動をはじめとするさまざまな地域福祉活動を支援しています。

住民主体の原則に基づき、「ふれあいの人づくり」や、「ささえあいの輪づくり」、「あんしんの地域づくり」をテーマとして、ふれあい・いきいきサロン活動や住民同士の助けあいの仕組みづくりの活動への支援を行います。



長府地区社協 (防災マップの作成)



宇賀地区社協 (田植え体験)



彦島第四地区社協 (支え合い推進会議の開催)

1-② 住み慣れた地域で暮らし続けたい

「生活支援体制整備事業」(◆)

生活支援コーディネーターが関係機関と連携し、生活支援の仕組みづくりをお手伝いします。

支援を必要とする高齢者や障害者、子育て家庭などを対象に、地域住民や地域団体、関係機関、ボランティア等が連携し、見守りや声かけ、訪問などのささえあう活動や、ふれあい・いきいきサロンなど、様々な地域住民が身近な場所で気軽に集い交流し、仲間づくりや生きがいづくりを行う活動の支援をします。

地域の課題を発見するお手伝いや住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るように支援を行います。



ふれあい・いきいきサロン



お助け隊

1-⑤ 安心して生活したい

「地域子ども見守り強化事業」(◆)

地域で子どもを支援する団体等と連携して、子育てに不安を抱える世帯の支援を行います。

- スーパーバイザーの設置
- 見守り体制の構築・強化



「手話通訳者設置事業」(◆)

地域で暮らす聴覚障害者等が、行政サービスや生活に必要な意思疎通を円滑に行うため、手話通訳者による支援を行います。

日常生活の「困った」を支援します (地域福祉課相談支援係)
TEL 083-232-2003 / フリーダイヤル 0120-150-873

2 生活に関する相談をしたい

生活サポートセンター下関 「生活困窮者自立支援事業」(◆)

仕事がなかなか見つからない、収入減少や支払い過多、家賃や公共料金の滞納など生活に困窮している、ひきこもりなど、様々な生活の悩みや困りごとを抱える世帯に対し、解決に向けて相談員が寄り添う伴走型の相談支援を行います。

「生活福祉資金貸付事業」(◇)

所得の低い世帯や、障害者や高齢者のいる世帯で一時的に生活が困窮している世帯を対象に、必要な資金の貸し付けと、経済的自立を促進するための相談支援を行います。

※資金の種類ごとに貸付の要件や貸付限度額等があります。(相談・申込受付は下関市社協が行い、審査は山口県社協が行います。)

1-③ 福祉について学びたい

共に生きる力を育むため、地域に暮らす全世代を対象に、福祉教育として、学びを提供しています。

高齢者疑似体験、手話講座、パラスポーツ体験、当事者による講話など、当事者団体、ボランティア団体等の協力を得て、学校や地域などでふれあい福祉講座を開催しています。

学校でのふれあい福祉講座



高齢者疑似体験



手話講座

1-④ ボランティアについて相談したい

下関市ボランティアセンター

ボランティア活動に関する様々な相談に応じています。「ボランティア活動をしたい人」と「ボランティアが必要な人」をつなぎ、市内のボランティア活動を推進します。

災害時には「災害ボランティアセンター」を運営し、災害時の協定団体やボランティア団体等の力を借りて被災者支援に取り組みます。



災害ボランティア活動

3 障害や認知症があっても安心して暮らしたい

「日常生活自立支援事業」(◇)

判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理のサポートなどを行います。

「法人成年後見事業」

判断能力が不十分な方が、法律行為をひとりで行うことが難しく、成年後見制度の利用が必要となる場合があります。下関市社協では法人として、成年後見人等に就き、尊厳ある暮らしを支えます。

(◆) 下関市からの委託事業 (◇) 山口県社協からの委託事業

4-① 在宅福祉サービスを利用したい

一人ひとりの心身の状況や生活環境に合わせて、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、さまざまな在宅福祉サービスを提供しています。

- 居宅介護支援事業所(下関・北部)
- ホームヘルパーステーション(下関・豊田・豊浦・豊北)
- 豊浦訪問入浴介護事業所
- とよた訪問看護ステーション
- デイサービスセンター
おいでんか
わくわく苑
ほのぼの(認知症対応型)
- グループホームしまど・そまじ
- 福祉作業所たまねぎハウス(就労継続支援B型)
- 配食サービス事業(◆)
- 外出支援事業(◆)



デイサービスでの交流



グループホームそまじ

4-② 高齢になっても住み慣れた地域で暮らしたい

市内12か所の地域包括支援センターの内、3つのセンターを運営しています。

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが、いつまでも健やかに住み慣れた地域で生活できるように、介護・福祉・保健の専門職(主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師など)がチームとなって支援しています。

高齢者に関する総合相談支援、虐待防止などの権利擁護、介護予防の推進、ケア会議の開催や介護支援専門員への支援などを行います。

- 東部地域包括支援センター(◆)
- 豊浦地域包括支援センター(◆)
- 豊北地域包括支援センター(◆)



介護予防ふれあい教室



4-③ 障害があっても自分らしく暮らしたい

各種相談支援や情報提供、サービス利用への支援などを総合的にを行います。

相談支援の中核的な機関として、関係機関との連携強化や相談支援体制づくり、障害者虐待防止に係る取り組みを行います。

- 障害者相談支援事業(◆)
下関市障害者生活支援センター
- 指定特定相談支援事業
- 障害者基幹相談支援センター事業(◆)
障害者虐待防止センター業務



ふらっとルーム

4-④ 障害があっても余暇やスポーツを楽しみたい

「下関市障害者文化活動振興事業」(◆)

障害のある方を対象に、趣味や余暇活動等の講座の企画や、交流行事を開催します。また社会参加への第一歩になるよう、福祉プラザしものせきに安心して過ごせる「ふらっとルーム」を設置しています。

「下関市障害者スポーツ活動振興事業」(◆)

○下関市パラスポーツサポートセンター(J:COMアリーナ下関内)
専門の指導員が常駐し、パラスポーツの教室や大会の開催、出前講座などを行います。



レク ボッチャ大会



下関市パラスポーツサポートセンターHP

(◆) 下関市からの委託事業

5-① 下関市の福祉を応援したい

地域福祉活動の推進には、寄付や会費といった皆さまのご協力が大きな支えとなります。いただいたご厚志は、地区社協や自治会等が取り組む支え合いの仕組みづくりや、福祉活動団体の基盤強化に活用されます。

地域住民が主体となり、誰もが安心して暮らせる地域社会を築くために、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

●寄付の種類

- 一般寄付
- 指定寄付
特定の事業に寄付したいとき
- 香典返し寄付・お見舞い返し寄付
香典返しやお見舞い返しの一部を寄付したいとき
- 遺贈寄付
自分が亡くなった後の財産の一部を寄付したいとき

●会員及び会費の種類

- 住民会員
下関市内に住所を有する世帯を単位とした地域住民(1世帯:100円)
- 構成員
下関市社協の運営や事業に参加する福祉団体や機関など(1団体:3,000円)
- 賛助会員
下関市社協の趣旨や活動に賛同する個人や法人など
特別賛助会員(個人・法人共に1口10,000円)
一般賛助会員(個人:1口1,000円、法人:1口3,000円)

※本会への寄付は税制上の優遇措置を受けることができます。

5-② 福祉プラザしものせきを利用したい

福祉プラザしものせきは、福祉活動の拠点施設として、福祉に関する会議・研修・交流などの活動に利用できます。

●利用対象

- 高齢者団体、障害者団体、ボランティア団体等

●開館日、利用時間

- 月~土 9:00~20:30
- 日 9:00~17:00
- ※予約のない夜間、土日は休館

●休館日

- 祝日、12/28~1/4



2F交流スペース



3F多目的ホール



あおぞら号 定員21名 (車椅子席2席、補助席5席含む)
やすらぎ号 定員27名 (補助席6席含む)

※福祉プラザしものせき及び福祉バスの利用については、利用登録や利用申請が必要となります。